

通達甲（副監．総．企．組）第13号
昭和48年8月30日
存 続 期 間

各 部 長 、 参 事 官
所 属 長 殿

副 総 監

警視庁組織規則等の運用について

警視庁組織規則（昭和47年4月1日東京都公安委員会規則第2号。以下「組織規則」という。）および警視庁本部の課長代理の担当並びに係の名称及び分掌事務に関する規程（昭和38年8月1日訓令甲第18号。以下「分掌事務規程」という。）については、昭和48年9月1日から次により運用することとしたので誤りのないよう

命によつて通達する。

おつて、次の通達は廃止する。

- 1 警視庁組織規則の全部改正および警視庁警察署組織規程の制定について（昭和47年4月1日通達甲（副監．総．企．組）第1号）
- 2 警視庁本部の課長代理の担当並びに係の名称及び分掌事務に関する規程等の一部改正について（昭和47年8月28日通達甲（総．企．組）第3号）
- 3 警視庁組織規則等の一部改正について（昭和47年10月28日通達甲（総．企．組）第15号）
- 4 警視庁組織規則等の一部改正について（昭和48年3月31日通達甲（副監．総．企．組）第4号）

記

第1 運用解釈上の留意事項

1 削除

2 交通執行課等の分掌事務（第16条、第17条及び第18条関係）

- (1) 交通関係法令違反の取締りに関する事務は、交通執行課及び交通捜査課においてそれぞれ分掌するが、各課の分掌する範囲は、次のとおりである。

ア 交通執行課においては、交通関係法令違反の取締りの計画、指導及び実施、交通違反事件及び反則行為の取扱いの指導、交通違反事件の処理、送致手続、略式命令及び即決裁判手続等の一切の事務を分掌する。

イ 交通捜査課においては、交通関係法令違反事件の捜査、交通特殊事件の捜査及び交通事故事件の捜査に関する事務を分掌する。

- (2) 交通執行課の分掌する「自動車の使用制限（他の分掌に属するものを除く。）に関すること。」とは、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に対する下命・容認に係るものを除く自動車の使用制限をいう。

(3) 交通規制課の分掌事務

ア 「交通安全施設等」とは、道路標識、道路標示等の交通安全施設及び信号機をいう。

イ 「公共交通」とは、バス、路面電車、列車等による不特定多数の人の往来又は物の輸送をいう（バス路線及び踏切道を含む。）。

ウ 「交通公害」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第23号に規定する交通公害をいう。

3 警備第一課の分掌事務（第21条関係）

- (1) 警備第一課の分掌事務中「警備実施の調整に関すること」とは、同課が分掌する治安警備及び雑踏警備の実施と、災害対策課が分掌する災害警備の実施が競合する場合に、部隊の運用等について調整することをいい、警備実施の円滑化を図ろうとするものである。

- (2) 機動隊の運用に関する事務は、警備第一課において分掌しているが、機動隊の中に編成されている機動救助隊の運用に関する事務は、災害対策課において分掌することとされた。この場合の両課の関係は、機動隊の総合的運用の見地から、機動救助隊の配置計画の策定については、警備第一課が分掌し、この

配置計画に基づく具体的運用については、災害対策課が分掌するものである。

- (3) 警備第一課の分掌事務中「警備情報に関すること」には、各種団体の警備情報に関する事務を含むものとされた。

これに伴い、警備情報の収集分析等の事務は警備第一課が一元的に主管することになるが、同課はこれらの事務に関し、警衛に関する事務を主管する警衛課と常に緊密な連携を保持するものとする。

4 主管部と地域部との権限の調整（地域部関係）

- (1) 「地域警察官の行う」文言を冠する事務については、その全般的な運用についての企画、立案、総合調整、法令解釈等の基本事項は主管部で定めることとし、地域部は、主管部で定めた基本事項の範囲内において、その実施運用等についてのみ自主的に責任をもつて執行に当たるものとする。

したがって、主管部は、「地域警察官の行う」文言を冠する地域部の所掌事務についても、原局としての責任を負うものとし、これらの事務に関して主管部または地域部で通達等を発行する場合は、部相互間で事前に十分協議し、指示命令が二元化することのないよう意思の統一を図るものとする。

- (2) 地域部の所掌に属しない事務についての地域警察官の運用

地域部の所掌事務として掲げられていない事項については、「地域警察官の行う事件事故等の処理要綱（昭和44年10月15日通達甲（ら、執、指1）第7号）」に定めるところにより地域警察官を運用するものとする。

5 地域総務課の分掌事務（第25条関係）

- (1) 「地域活動」とは、おおむね次の範囲の事務をいう。

- ア 地域警察の活動状況の把握及び運用に関すること。
- イ 地域住民の要望、意見等の調査研究に関すること。
- ウ 地域住民との交流促進（ふれあい活動等）に関すること。

- (2) 「水上警察に関すること（他の分掌に属するものを除く。）」とは、おおむね次の範囲のものであつて、これらの事務は、本部において水上警察運営の効果的推進を図るため、地域総務課の分掌とされたものである。

- ア 水上警察活動運営上の総合調整に関すること。
- イ 水上警察活動についての調査及び研究に関すること。
- ウ 水上警察活動についての対外的連絡に関すること。
- エ その他、他の分掌に属しない水上警察に関すること。

- (3) 「臨時警戒」の中には、年末年始特別警戒取締りも含むものとする。ただし、年末年始特別警戒取締り期間中における別途計画を必要とするようなクリスマス、初もうで、初参賀、出初め式、駅伝、帰省客等の雑踏警備は含まないものとする。

- (4) 分掌事務規程中、地域総務課の分掌事務のうち、「地域警察用車両」とは、地域警察活動の用に供する自動車（警ら用無線自動車及び移動交番車を除く。）及び原動機付自転車をいう。

6 地域指導課の分掌事務（第26条関係）

- (1) 「地域警察官の実務指導に関すること」とは、おおむね次の範囲の事務をいう。

- ア 巡回連絡及び受持実態の把握の指導に関すること。
- イ 防犯診断、防犯連絡及び現場防犯の指導に関すること。
- ウ 地域警察官の実務研修、実務指導等の計画及び実施に関すること（他の分掌に属するものを除く。）。
- エ 各種教養資料の収集整備に関すること。

- (2) 「職務質問」に関する事務は、地域指導課で分掌するものであるが、他の部課で行う「職務質問」については、これを拘束するものではない。

- (3) 「急訴事件」とは、人の生命、身体もしくは財産を侵害し、又はそのおそれのある犯罪、災害その他の警察事案について、届出を受け、緊急に手配等の警察措置を行う必要のあるものをいう。

- (4) 「地域警察官の行う現場保存」とは、犯罪またはそのおそれのある事案の現場における証拠及び捜査資料等を保全するため必要な立入禁止区域の設定、関係者以外の者の立入禁止及びその他所要の措置を行うことをいう。

- (5) 「現行犯人等の逮捕」の中には、緊急逮捕及び通常逮捕も含む。

- (6) 「軽易な事件」とは、微罪処分対象事件（賭博犯を除く。）及び簡易書式例対象事件（特別法犯及び現行犯逮捕した事件を除く。）をいい、「事件の処理」とは、被疑者、被害者、参考人等の取調べ並びに事件処理に必要な一件書類の作成及び決裁までをいう。

(7) 「地域警察官の行う交通関係法令違反の取締り」とは、地域警察官の取り扱う道路交通法違反のうち、信号無視、通行禁止違反、歩行者妨害等に関する違反、一時停止に関する違反、指定通行区分違反、駐車に関する違反、物件放置及び道路不正使用並びに自動車の保管場所の確保等に関する法律違反のうち、車庫代わり駐車違反、長時間駐車違反及びその両罰規定に関する違反の取締りをいい、これらの違反に対する取締方針、取締方法等について所掌するものとする。ただし、物件放置及び道路不正使用の取締範囲は、違反事実及び違反者が明らかな違反に限るものとし、道路交通法第81条に定める措置命令等は、交通部で所掌するものとする。

(8) 分掌事務規程中、地域指導課の分掌事務のうち、「課内他係の分掌に属しない実務の指導に関すること」とは、地域警察官が行う遺失物の取扱い、高齢者、病人、迷子等の保護に関すること等他部課の分掌に係る執行務の二次的指導をいい、「初動措置」とは、事案の概要の聴取、必要な報告連絡、現場における応急措置等を行うことをいうほか、命を受けて行う現場活動をいう。また、「手続書の作成」の中には、逮捕に伴う逮捕手続書等の一件書類の作成までを含むものとする。ただし、被疑者、被害者及び参考人の供述調書の作成は含まないものとする。

7 特別捜査課の分掌事務（第36条関係）

(1) 「特殊詐欺」とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）をいう。

(2) 「SNS型投資詐欺」とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目、その利益の出金手数料名目等で金銭等をだまし取る詐欺（SNS型ロマンス詐欺に該当するものを除く。）をいう。

(3) 「SNS型ロマンス詐欺」とは、SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、恋愛感情、親近感を抱かせて金銭等をだまし取る詐欺をいう。

(4) 分掌事務規程中、特別捜査課の分掌事務のうち、「特殊詐欺連合捜査班」とは、特殊詐欺に係る広域的な捜査連携の強化のため、各都道府県に設置された捜査体制をいう。

8 犯罪収益対策課の分掌事務（第40条関係）

「電子決済システムの不正利用に係る犯罪」とは、電気通信回線を介して、クレジットカード等の支払い用カードその他支払いに用いる機器及び情報を、不正に利用することにより財産的利益を得ることを目的として行われる犯罪をいう。

8の2 暴力団対策課の分掌事務（第40条の3関係）

(1) 暴力団対策課は、暴力団等に係る総合的対策の企画及び調整に当たるほか、暴力団対策（暴力団排除活動などの暴力団に係る犯罪の予防並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）及び東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に関する事務をいう。）に関する事務及び特殊暴力犯罪の取締り並びに暴力団等によつて敢行される犯罪の取締りを主管する課として、これらに関する事務を分掌するものである。

したがって、他の課において、暴力団対策及び特殊暴力犯罪の取締りに関して必要があると認められる場合並びに各種事件の捜査過程で、暴力団等による暴力的不法行為の介入が判明した場合には、暴力団対策課に協力を求め、又は共同捜査若しくは合同捜査に当たるなど弾力性のある運用を行うものとする。

(2) 「特殊暴力犯罪」とは、株主権等を利用し、政治活動を標ぼうし、又は新聞雑誌等を利用して企業及び各種団体の経営内容、役員等の不正又は弱点に付け込み、賛助、広告、融資等の名目で金員を喝取する等の暴力的不法行為をいう。

(3) 分掌事務規程中、暴力団対策課の分掌事務のうち、「広域暴力団」とは、数都道府県にわたつて組織を有する暴力団をいう。

8の3 薬物銃器対策課の分掌事務（第40条の4関係）

(1) 薬物銃器対策課は、薬物及び銃器に係る総合的対策の企画及び調整に当たるほか、薬物事犯及び銃器事犯の取締りを主管する課として、これらに関する事務を分掌するものである。

したがって、他の課において、薬物事犯及び銃器事犯の取締りに関して必要があると認められる場合は、薬物銃器対策課と協力し、又は共同捜査若しくは合同捜査に当たるなど弾力的な運用を行うものとする。

(2) 「薬物事犯」とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和23年法律第124号）第2条第1項及び第2

項、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）第2条第1項及び第5項、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第2条第1項第1号、第4号、第5号及び第6号並びに同条第2項、あへん法（昭和29年法律第71号）第3条第1号、第2号及び第3号、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項並びに東京都薬物の濫用防止に関する条例（平成17年東京都条例第67号）第12条第1項に規定するものに関する違反をいう。

(3) 「銃器」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第3条の4に規定する拳銃等、同法第3条の2に規定する拳銃部品及び同法第3条の3に規定する拳銃実包をいう。

(4) 「銃器事犯」とは、銃刀法及び武器等製造法（昭和28年法律第145号）違反のうち、銃器に関する違反をいう。

9 人身安全対策課の分掌事務（第43条の2関係）

「人身安全関連事案」とは、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案等、行方不明事案、児童、高齢者及び障害者に対する虐待事案、子ども及び女性に対する性犯罪等に発展するおそれのある事案その他の人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案をいう。

9の2 生活経済課等の分掌事務（第43条の3、第43条の4及び第44条関係）

(1) 生活経済課の分掌事務

ア 「生活安定関係法令」とは、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、石油需給適正化法（昭和48年法律第122号）及び生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和43年法律第48号）並びにこれらの法律に基づく政令等をいう。

イ 「生活情報」とは、生活安定関係法令に規定する生活必需物資の異常な需給の不均衡、価格の変動及びこれに伴う地域住民等の特異な動向等に関する情報をいう。

(2) 生活環境課の分掌事務

ア 「公害事犯」とは、人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律（昭和45年法律第142号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）等の公害関係法令の違反をいう。

イ 「環境事犯」とは、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）等の環境関係法令の違反及び公害事犯をいう。

ウ 「環境事案等」には、日照権をめぐる紛争事案を含むものとする。

エ 「保健衛生事犯」とは、医療法（昭和23年法律第205号）、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、薬剤師法（昭和35年法律第146号）、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）等の人の健康に関する法令の違反（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に関する違反を除く。）をいう。

(3) 保安課の分掌事務

「外国人労働者に係る雇用関係事犯」とは、外国人の就労に介入して行われる職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の雇用関係法令の違反及びこれらの違反に密接して行われる他の法令違反をいう。

10 運転免許本部及び試験場の分掌事務（第50条及び第51条関係）

(1) 運転免許本部の分掌事務中「運転免許業務の総合運営」とは、運転免許業務に係る運営の企画、管理及び総合調整により、運営方針の統一化を図り、総合的かつ一元的に運営することをいう。

(2) 運転免許本部及び試験場は、共に電子計算組織による運転免許に係るデータの登録事務を分掌しているが、主として、運転免許本部においては、交通違反、交通事故、各種手配、欠格者容疑等運転免許不適格事由に関するデータの登録を行い、試験場においては、仮運転免許、新規運転免許、運転免許証の更新等運転免許に関するデータの登録を行うものである。

また、運転免許本部は、登録された各種データを含む運転免許関係資料の管理、照会等に関する事務

- を分掌するものである。
- (3) 運転免許本部の分掌事務中「運転免許事務用端末機の総合運用に関すること」とは、運転免許本部、試験場及び東京都公安委員会が指定する警察署に設置されている運転免許業務用端末機の一元的運用に伴う予算経理、企画に関する事務をいう。
- (4) 試験場の分掌事務中「運転免許の適否の審査」とは、運転免許の不正取得及び道路交通法第88条に規定する運転免許欠格事由に関する審査をいう。
- 11 高速道路交通警察隊の分掌事務（第53条関係）
- (1) 「交通事故事件の捜査」とは、担当区域内で発生した交通事故事件について、臨場から送致手続までを含む一連の活動をいう。
- (2) 「その他必要な警察事務の処理」とは、警衛、警護、警備、サービスエリア等における防犯活動等の事務を処理することをいう。
- (3) 「高速自動車国道」とは、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する道路をいい、「首都高速道路」とは、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第2項第2号に規定する高速道路をいい、また、「一般自動車道」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する自動車専用道路をいう。
- 11の2 サイバー攻撃対策センターの分掌事務（第55条の4関係）
- (1) 「サイバー攻撃」とは、サイバーテロ（サイバーテロに至るおそれのあるものを含む。）及びサイバーインテリジェンスをいう。
- (2) 「サイバーテロ」とは、重要インフラの基幹システムに対する電子的攻撃又は重要インフラの基幹システムにおける重大な障害で電子的攻撃による可能性が高いものをいう。
- (3) 「サイバーインテリジェンス」とは、情報通信技術を用いた諜報活動をいう。
- 11の3 広報センター所長（第58条の5関係）
- 広報センター所長は、総務部管理官をもつて充てる。
- 11の4 都市交通管理室の分掌事務（第62条の3関係）
- (1) 「都市交通対策」とは、多様な交通需要、人口の集中等から生ずる交通渋滞、駐車問題、交通公害等の都市特有の交通問題を解消又は軽減させ、安全で快適な道路交通環境を構築するための対策をいう。
- (2) 「先行交通対策」とは、交通流及び交通量に変動を及ぼすことが予想される地域再開発、大型建造物の建設等に際し、その計画の初期段階から、関連する道路及び駐車施設の整備、物流システムの合理化等について関係者に働き掛けるなどの交通対策をいう。
- 11の5 危機管理室の分掌事務（第63条の3関係）
- 「危機管理に関する事務」とは、警備警察に関し、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生の防止に関する事務をいう。
- 11の6 東京国際空港テロ対処部隊の分掌事務（第64条の2関係）
- 「航空保安」とは、空港及び航空機に対するテロ、ハイジャック等の事案の防止並びに当該事案発生時における空港及び航空機の利用者等の生命及び身体の保護をいう。
- 11の7 特殊救助隊の分掌事務（第64条の3関係）
- 「特殊救助」とは、特殊な知識、技能等を要する現場における救出救助をいう。
- 11の8 少年センター所長（第68条関係）
- 新宿少年センター所長の事務は、生活安全部理事官が取り扱うものとされている。
- 12 参事官（第70条関係）
- 参事官は、独任官として部に置かれる職であり、理事官より高い職とされているが、その具体的担任事務の内容については、弾力性のある運用を図るという建前から特別の場合を除いては規定化されていない。
- 13 理事官（第70条、第76条及び第85条関係）
- (1) 理事官は、独任官として部、警察学校、方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部に置かれる職であり、第71条に定める課長、本部長、隊長、場長及び所長並びに第77条第1項に定める部長（以下「課長等」という。）より高い職とされている。
- (2) 理事官は、それぞれ所属する部、警察学校、方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部の名称を冠して呼称するものとする。
- 14 課長等（第71条及び第77条関係）
- (1) 課長等の事務については、理事官が取り扱うものとする。

- (2) 課長等の事務を取り扱う理事官については、理事官の呼称を省略することができる。
- 15 管理官（第71条、第77条及び第86条関係）
- (1) 管理官は、独任官として部、警察学校、方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部に置かれる職であり、課長等に相当する職とされている。
- (2) 管理官は、それぞれ所属する部、警察学校、方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部の名称を冠して呼称するものとする。
- 16 課長代理等（第72条及び第78条関係）
- (1) 課長代理、科長、課長、副隊長、副所長、所長、隊長、室長及び教授（以下「課長代理等」という。）の事務については、管理官が取り扱うものとする。
- (2) 課長代理等の事務を取り扱う管理官については、管理官の呼称を省略することができる。
- (3) 課長代理、科長、課長及び副所長は、警視總監の定めるところにより、課等の事務のうち1ないし数係の分掌事務を担当するものである。
- 17 主席師範及び副主席師範（第72条関係）
- (1) 主席師範は、柔道指導室、剣道指導室及び逮捕術指導室（以下「柔道指導室等」という。）に置かれる職であり、第72条に定める室長に相当する職とされている。
- (2) 主席師範及び副主席師範は、柔道指導室等の名称を冠して呼称するものとする。
- 18 副主幹（第72条及び第78条関係）
- (1) 副主幹は、独任官として各部の課、部の附置機関及び警察学校庶務部に置かれる職であり、課長代理等に相当する職とされている。
- (2) 副主幹は、それぞれ所属する各部の課、部の附置機関及び警察学校庶務部の名称を冠して呼称するものとする。
- 19 主査（第73条、第79条及び第87条関係）
- (1) 主査は、独任官として各部の課、部の附置機関、警察学校各部、方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部に置かれる職であり、係長等に相当する職とされている。
- (2) 主査は、それぞれ所属する各部の課、部の附置機関、警察学校各部、方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部の名称を冠して呼称するものとする。
- 20 警察学校副校長（第76条関係）
- 警察学校副校長は、参事官に相当する職とされている。
- 21 削除
- 22 削除
- 23 サイバーセキュリティ対策本部の分掌事務（第83条関係）
- 「サイバーセキュリティ対策」とは、サイバー空間における都民生活及び社会経済活動の安全・安心を確保するために行う総合的な対策をいう。
- 24 方面本部、匿名・流動型犯罪グループ対策本部及びサイバーセキュリティ対策本部の本部長等（第85条関係）
- (1) 匿名・流動型犯罪グループ対策本部長及びサイバーセキュリティ対策本部長は、副總監をもつて充てる。
- (2) 匿名・流動型犯罪グループ対策本部対策監は、各部の部長に相当する職とされている。
- (3) 警察事務負担が比較的高い方面区の方面本部に置かれる本部長は、参事官に相当する職とされている。
- (4) サイバーセキュリティ対策本部副本部長は、参事官に相当する職とされている。
- (5) 方面本部副本部長は、理事官に相当する職とされている。
- 25 地区交番（第89条関係）
- 地区交番においては、地域警察の事務のほか、署長の定める事務を行うものとする。
- 26 交番その他の派出所（第90条関係）
- 「交番その他の派出所」とは、交番、警備派出所及び水上派出所（東京湾岸警察署の管轄区域のうち、警備艇が配置され、その活動の拠点となっている派出所をいう。）をいう。
- 27 副署長（第91条関係）
- (1) 警察署の規模が大きく、警察事務負担が比較的高い警察署に置かれる副署長は、理事官に相当する職とされている。
- (2) 前(1)の警察署に置かれる副署長のうち、警務課長の置かれていない警察署の副署長は、警務課長の

事務を取り扱うものとされている。

(3) 前記(1)以外の警察署に置かれる副署長は、警務課長を兼務するものとされている。

28 警察署の課長代理（第92条関係）

(1) 警察署の課長代理は、課の事務のうち1ないし数係の分掌事務を担当するものである。

(2) 課長代理は、それぞれ所属する課の名称を冠して呼称するものとする。

29 地区交番所長（第92条関係）

地区交番所長は、署の課長代理に相当する職である。

第2 組織規則等改正意見の上申

各所属長は、法令の改廃、社会情勢の変化等により、組織規則および分掌事務規程中、当該所属に係る規定部分について不合理または実情に即しない点が生じた場合は、改正についての意見を総務部長（企画課組織係）を経て警視総監に上申するものとする。

第3 有効通達に対する経過措置

この通達発行の際、現に効力を有する通達中の規定内容で組織規則および分掌事務規程に抵触する部分があるときは、それぞれ読み替えて適用するものとする。